

氷川町キャッチフレーズ【大地の恵み歴史の香り氷川町】



特集

平成29年 氷川町成人式



身を寄せ合って生い茂り



C o n t e n t s

- 2 成人式

- 4 すくーるらいふ(竜北西部小学校)

- 6 まちのトピックス!

- 8 第11回ふれあいスタディin氷川

- 9 みなし仮設住宅のお知らせ

- 10 確定申告・住民税申告のおしらせ

- 12 確定申告・住民税申告のおしらせ
／償却資産のお知らせ

- 13 ひかわスポーツクラブだより!!
／八火図書館だより

- 14 けんこうだより

- 15 こころの健康コーナー
／認知症キャラバンメイトだより

- 16 立神峡だより

- 17 町民文芸

- 18 暮らしの情報

- 22 伝言板／ひとのうごき／氷川町の火災・救急件数

- 23 2月カレンダー

- 24 ひかわっ子写真館／編集後記

特集

平成29年 氷川町成人式

新成人1119人、新たな決意を胸に

1月3日、文化センターにおいて、平成29年氷川町成人式が行われ、新成人1119人が出席しました。式典は、中学校卒業の際作成した記念DVD上映で、懐かしい思い出の映像に、和やかな雰囲気です幕を開けました。

藤本町長からは「互いを尊敬しあい、励ましあい、自らの可能性を追求し、これからの時代の担い手として成長されることを期待しています」と式辞が述べられました。

誓いの言葉では新成人代表の山本はるかさん(立神)が新成人としての感謝と決意を述べました。恩師によるスピーチでは新成人への温かいお祝いのメッセージを送られました。懐かしい級友や恩師との再会に、笑顔があふれる晴れやかな門出となりました。



▲成人者紹介。左：杉谷朱里さん(早尾南)、右：本田あかりさん(本山)



▲記念品贈呈。左：豊暉原慧さん(吉本)右：村山知里さん(今)



取材の帰りにふと道端に目をやると、水仙が色の抜けた草むらの中で緑色の葉を生やし白い花を咲かせ群生していました。冬の空の下吹く風に、身を寄せ合い揺れている姿は、互いに支え合い温めあっているような印象を受けました。(1月18日撮影 新田)



▲誓いの言葉を述べた
山本はるかさん(立神)



▲総司会の佐々木萌さん(今)



『竜西っ子』の2学期 竜西ふれあいフェスタ(10/30)

竜北西部小学校は、コミュニティ・スクールとして、学校運営協議会・PTA・学校、そして地域の4者が一体となって本校の一大イベントである「竜西ふれあいフェスタ」を開催しています。



▲1年生「くじらぐも」元気いっぱい発表でした。



▲4年生合唱「365日の紙飛行機」合奏もすばらしかったです。



▲グラウンドゴルフコース(区長会のみなさん)



▲手話コース(篠原利夫さん)



▲絵本づくりコース(竜の子おはなし会のみなさん)



▲調理コース(下鹿島婦人会のみなさん)



▲押し花コース(押し花愛好会のみなさん)



▲農の花コース(下鹿島婦人会のみなさん)



▲竹馬コース(老人会のみなさん)



▲葉・絵はがきコース(野中信子さん他3名のみなさん)



▲エコおもちゃコース(民生委員のみなさん)



▲マイ箸づくりコース
(氷川町グリーンツーリズムのみなさん)

今年度は「ありがとう ふるさと～地域とふれあい、地域に伝える～」をテーマに、各学年でふるさとへの感謝を伝える発表をしました。各学年とも、とても工夫された発表で、保護者・地域の皆さんから、たくさんの拍手をいただきました。

発表の後は、地域の皆さんを講師に10のコースで「ふれあい活動」を行いました。体験活動やものづくりを学ぶ「ふれあい活動」では親子で一生懸命に取り組む姿がたくさん見られました。

ご協力いただきました皆さま、本当にありがとうございました。

5年「水俣に学ぶ肥後っ子教室」& 集団宿泊教室(10/13、14)

〈県環境センター、あしきた青少年の家〉

10月13日、14日に、5年生の「水俣に学ぶ肥後っ子教室」& 集団宿泊教室を実施しました。初日に水俣で、地球温暖化や環境の学習、水俣病の学習を行いました。その後、あしきた青少年の家で、ナイトハイクなど、さまざまな集団活動を体験しました。特に、友達と初めて過ごす一夜は、子どもたちにとっては忘れられないものになったようでした。



▲みなさん ってきます。(出発式)



▲地球温暖化について学びました。(環境学習)



▲エコについて学んだよ(環境センター)



▲買い物クイズでビックリ!



▲水俣の海岸はとてもきれいでした!



▲芦北の海を臨みながら楽しく食事

6年 修学旅行(11/24、25) 〈長崎県平和祈念公園、バイオパーク、ハウステンボス〉

11月24、25日に6年生の修学旅行を実施しました。当初の予定では10月5、6日に行われるはずでしたが、台風の接近により、11月に変更となったので、子どもたちはこの修学旅行をとても楽しみにしていました。6年生の子どもたちにとって、思い出に残る2日間になったことでしょう。



▲フェリーの上で「はいチーズ」



▲ハウステンボスでは班で活動しました。



▲カピバラさん、おいしくたべるかな。



▲平和の大切さについて学びました。



▲みんなで食べる食事はおいしいね。



出場おめでとうございます

激励会

12月20日、氷川町役場庁議室において、激励会が行われ報償金を手渡されました。

出場選手、大会などにつきましては次の通りです。

【大会名】

ジャパンマイコンカーラリー
2017九州地区大会

【出場者】

おかもと ひかる
岡本 光

(小川工業高等学校2年・下宮)



【大会名】

第35回全国高等学校弓道選抜大会

【出場者】

みやもと みさと
宮本 美里

(秀岳館高等学校2年・北野津)



▲宮本 美里さん

【大会名】

第25回全国小学生バドミントン選手権大会

【出場者】

ふじもと まさき
藤本 将輝

(宮原小学校3年・早尾南)



▲藤本 将輝さん

【大会名】

第53回全国大学ラグビーフットボール選手権大会

【出場者】

はしもと のりふみ
橋本 法史

(東海大学3年・下宮)

もとだ しょうた
元田 翔太

(帝京大学3年・下宮)

【大会名】

第96回全国高等学校ラグビーフットボール大会

【出場者】

九州学院高等学校

たかたそういちろう
高田宗一郎 (3年・下宮)

まつおか こうへい
松岡 紘平 (3年・原田)

まつもと りゅうと
松本 龍斗 (3年・原田)

いまだ りょうた
今田 凌太 (2年・新村南)

ふじもと ゆうた
藤本 裕汰 (2年・新村南)

ひらた ゆうしん
平田 悠真 (1年・新村南)

よしなが りょう
吉永 峻 (1年・有佐)

【大会名】

第69回全日本バレーボール高等学校選手権大会

【出場者】

やきた りな
八木田 理奈

(信愛女学院高等学校3年・北野津)



手作りの門松で迎える新年 三三門松つくり

12月25日、すばしく竜北においてミニ門松づくり体験(青少年育成町民会議・氷川町子ども会共催)が行われ、児童約70人とその保護者の参加がありました。

児童らは、ボランティア(民生委員)の皆さんからミニ門松の作り方を教わり、思い思いに飾り付けし、門松を完成させました。

終了後には、婦人会から豚汁が振る舞われ、参加者は皆おいしそうに味わっていました。



▲親子でつくった門松で新年を迎えました

みんな笑顔で元気になって 熊本地震 県への寄附金

12月26日、氷川町出身で、宮城県石巻市在住の佐藤美香さんと次女の珠莉さんが、県への寄附金の報告に来庁されました。

佐藤さんは東日本大震災を経験されており、当時6歳だった長女を亡くされています。

今回の県への寄附金は、珠莉さんが「みんながはやく元気になって欲しいから」と発案し、自ら街頭に立ち募金を呼びかけ集めたものです。



▲佐藤美香さんと次女の珠莉さん

健康を願う年明けの伝統行事 どんどや

1月8、9日、各地区でどんどやが行われました。

8日に鹿島地区で行われたどんどやでは、地区住民が協力し組み立てたやぐらに、地元の小学6年生たちが代表で火を付けました。やぐらが倒れると、周りには餅を焼く人たちが輪ができました。

また、保護者の方からの炊き出しもあり、地区の交流の場としても大いに賑わっていました。



▲どんどやの餅は無病息災の効果があると言われてます

地域での交流 いきいきサロン(西野津)

1月10日、西野津公民館において、西野津地区で今年最初のいきいきサロンが行われました。

年明け最初のサロンということで、地区役員によるお年玉イベントが行われ、参加者は輪になり「あんたがたどこさ」の曲にあわせ、隣にプレゼントを渡していました。

大いに盛り上がった今回のサロンは、皆の笑いが絶えない明るい地域交流の場となりました。



▲お年玉プレゼント、何が当たるかな?



友好町大空町との人材育成交流事業

第11回ふれ愛スタディin氷川

1月7日から9日まで、友好町の提携を結ぶ北海道大空町の中学2年生12人(女満別中学校、東藻琴中学校)が来町し、氷川町の中学2年生16人と交流しました。

1日目の交流会では、久しぶりの再会を喜び、大空町団員によるクイズ大会などで大いに盛り上がりました。

2日目は、氷川町の団員の家庭でホームステイを行ない、それぞれの家庭で交流を深め合い、忘れられない思い出を作ることができたようです。

お別れ式では、氷川町団員を代表して山口麗さん(竜北中)が「短い期間でしたが、ここでの経験を良い思い出してもらえたら嬉しいです。これからも連絡を取り合いながら交流を深めていけたらと思います。」と挨拶を述べました。

今回の交流では、いちご狩りや晩白柚の収穫体験などから、北海道と熊本の風土の違いを感じ、勾玉づくり、立神峡見学などを通して、氷川町の歴史や環境を学ぶことができました。

今後も交流事業などを通して、両町の交流がさらに深まることが願われます。



▲氷川町の風土、歴史など体験を通じて学びました(左:勾玉作り、右:イチゴ狩り)



大空町シンボルキャラクター「そらっきー」



▲最終日には皆仲良しに。「また会おうね！」

熊本地震で住宅被害を受けた皆さまへ

みなし仮設住宅の申込期限について

熊本地震発生から約10カ月が経過しましたが、被災者の中には、未だに危険な状況にある自宅に居住されている可能性があります。梅雨や台風時期の前までには転居を完了することが望ましく、その申込期限などが決定いたしました。

申込期限について

3月31日(金)まで

※個別の事情がある場合

には「理由書」の提出により、期限後であっても申込可とします。

・やむを得ず入居物件を見つけない方

・罹災証明書の罹災区分が確定していない方 など

入居者の要件

(いずれにも該当)

①熊本地震における災害(以下「当該災害」といふ。)時点において、熊本県(熊本市を除く)に住所

を有する方

②次の要件のいずれかを満たす方

・当該災害による住居の全壊または大規模半壊により居住する住宅がない方

・半壊であっても、住み続けることが危険な程度の傷みや、生活環境保全上の

支障となっている損壊家屋など取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない方

※修理などにより一時的に当該住居に居住できない場合は対象となりません。

・長期にわたり自らの住居

に居住できないと市町村長が認める方

③自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方

④災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方

借上げ住宅の条件

(いずれにも該当)

①貸主から同意を得ているもの

②管理会社などにより賃貸可能と確認されたもの

③家賃が、1カ月当たり原則6万円以下(対象世帯が5名以上(乳幼児を除く)である場合にあつては9万円以下)であること。ただし、特別の事情がある場合においてはこの限りではない。

費用負担

①県の負担

ア・家賃(借上げ住宅の条件③のとおり)

イ・礼金(家賃の1ヶ月分)

ウ・仲介手数料(家賃の0.54ヶ月分)

エ・退去修繕負担金(家賃の2ヶ月分)

※物件の明け渡し時における原状回復(通常損耗および経年劣化を含む。)に要する費用に充てるための負担金です(退去時の精算は不要)。

オ・火災保険等損害保険料

※県(借主)が保険に加入します。

②入居者の負担

ア・光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費など

イ・入居者の故意または過失による損壊に対する修繕費用で、上記費用負

担の①の工で賄えなかった場合の不足額

入居期間

入居時から2年間

【お問い合わせ先】

熊本県健康福祉部 健康福祉政策課すまい対策室

☎096・333・2818

建設下水道課管理係 ☎52・5856(直通)





準備はお済みですか

確定申告・住民税申告のおしらせ

平成28年分の所得税(復興特別所得税を含む)および平成29年度の個人住民税の申告時期になりました。

申告に必要なもの

- ① 確定申告書または住民税申告書、収支内訳書(事業収入のある方)
 - ② 本人確認ができるもの
(個人番号カード、通知カード+運転免許証などの顔写真付き身分証明書など)
 - ③ 印鑑
 - ④ 源泉徴収票など、収入を証明できるもの(給与収入の方で源泉徴収していない事業所などに勤務されている場合は、雇用主から給与の支払証明書をもらってください)
 - ⑤ 生命保険料控除証明書、社会保険料控除証明書など支払額が分かる書類(平成28年中に支払ったもの)
 - ⑥ 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書(平成28年中に支払ったもの)および生命保険などで補った金額の証明書。
 - ⑦ そのほか申告に必要な書類
- ※詳しくは、年末に配付済の「住民税申告のお知らせ」チラシをご覧ください。

■申告受付日程表

◆対象地区:宮原地区・河原・法道寺・高野道 ◆会場:氷川町公民館(旧宮原町中央公民館)1階 多目的ホール

収入の種類	受付日	受付時間	対象地区
①年金のみ、給与のみの方	2月15日(水)	9:00~11:30 13:30~16:00	町・桜ヶ丘 新村・下宮
	2月16日(木)	9:00~11:30 13:30~16:00	早尾・有佐・原田 梶・西上宮・宮園・立神・川上
	2月17日(金)	9:00~11:30 13:30~16:00	今・東上宮 河原・法道寺・高野道
②農業・不動産・営業などの事業収入の方、 ①以外の収入がある方	2月20日(月)	9:00~11:30 13:30~16:00	早尾 桜ヶ丘・原田
	2月21日(火)	9:00~11:30 13:30~16:00	梶・川上・宮園 今・有佐
	2月22日(水)	9:00~11:30 13:30~16:00	立神 東上宮・下宮
	2月23日(木)	9:00~11:30 13:30~16:00	西上宮・町 新村
	2月24日(金)	9:00~11:30	河原・法道寺・高野道

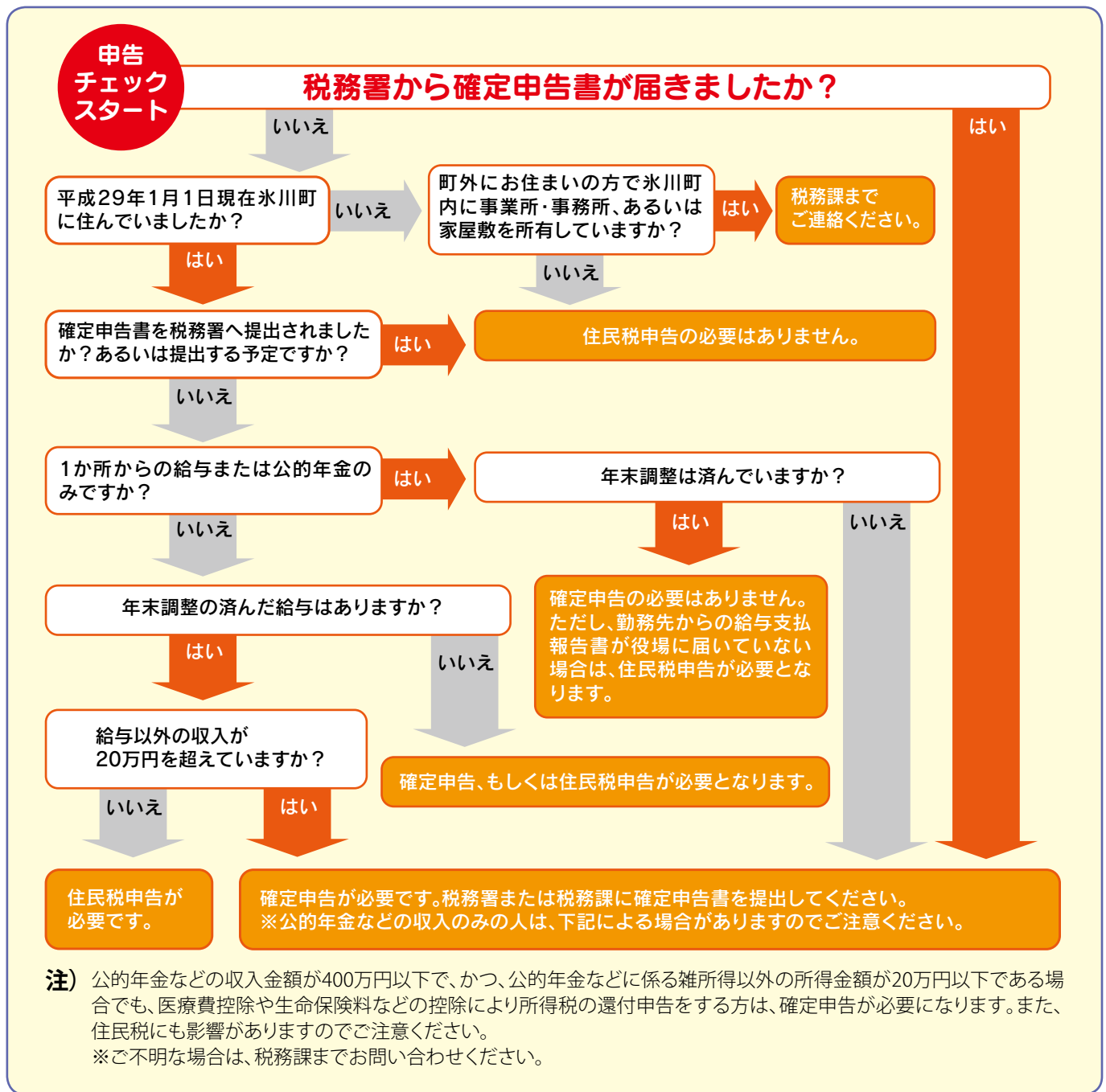
◆対象地区:竜北地区(河原・法道寺・高野道を除く) ◆会場:氷川町文化センター 1階 講堂

収入の種類	受付日	受付時間	対象地区
①年金のみ、給与のみの方	3月 1日(水)	9:00~11:30 13:30~16:00	吉野地区・野津地区(竜北東小学校区)
	3月 2日(木)	9:00~11:30 13:30~16:00	和鹿島地区(竜北西部小学校区)
②農業・不動産・営業などの事業収入の方、 ①以外の収入がある方	3月 3日(金)	9:00~11:30 13:30~16:00	北野津・本山 西野津・反甫
	3月 6日(月)	9:00~11:30 13:30~16:00	高塚・迫 新田・立石
	3月 7日(火)	9:00~11:30 13:30~16:00	中大野・笹尾 吉本・北川
	3月 8日(水)	9:00~11:30 13:30~16:00	南鹿野・西網道 北鹿野・若洲
	3月 9日(木)	9:00~11:30 13:30~16:00	東網道・中網道 上鹿島
	3月10日(金)	9:00~11:30 13:30~16:00	島地・沖塘 柳の江・下鹿島

※混雑防止のため地区で割振りを行っておりますが、ご都合が悪い場合は他の日時にお越しください。

※会場では受付順に申告相談を行います。書類不足や内容に不明な点などがあると時間がかかり、順番待ちの方に迷惑をおかけすることになりますので、事前にご準備いただき、スムーズな申告相談の進行にご協力ください。

※申告期間中は税務課窓口での申告受付は行っておりません。ご了承ください。



平成28年分の確定申告・住民税申告には個人番号の記載が必要です

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、**平成28年分の確定申告書などにはマイナンバー（個人番号）の記載が必要**となりました。

なお、マイナンバー（個人番号）を記載した確定申告書などを税務署などへ提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

本人確認を行うときに使用する書類の例

例1：マイナンバーカード（個人番号カード）＜番号確認及び身元確認書類＞

例2：通知カード＜番号確認書類＞＋運転免許証など＜身元確認書類＞

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。か、八代税務署または役場税務課にお尋ねください。



【お問い合わせ先】 八代税務署 ☎32-3141（代表）※自動音声によりご案内します。
税務課 住民税係 ☎52-5853（直通）

確定申告相談のお知らせ

八代税務署では、平成28年分所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の申告会場を開設します。

開設日：平成29年2月16日(木)～3月15日(水)

(震災により被害を受けられた方に対する申告相談については、2月15日(水)以前でも受け付けております。)

◆受付 9時～16時(土日を除く)

◆場所：八代税務署 3階(八代市花園町16番地2)

※消費税及び地方消費税の申告は3月31日(金)までです。

申告に関するお知らせ

国税庁ホームページで確定申告書等作成コーナーを提供しています

国税庁のホームページに掲載している「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って金額などを入力することにより、確定申告書などを作成することができ、是非ご利用ください。作成した確定申告書などは、e-Taxを利用しての提出や、印刷して郵送などにより提出することもできます。詳しくはお問い合わせください。

問 e-Tax作成

コーナーヘルプデスク

☎0570・01・5901

確定申告に関するご相談は電話相談センター「0」番へ！

熊本国税局では1月18日(水)から3月15日(水)までの期間、「確定申告電話相談センター」を開設し、確定申告に関するご相談などに電話でお答えしております。八代税務署の代表電話におかけいただくと、自動音声案内によりご案内しますので、「0」番を選択し、用件をお話してください。問い合わせの内容により、オペレーターや職員などが対応いたします。



【お問い合わせ先】 八代税務署 ☎32-3141 (代表) ※自動音声によりご案内します。

申告はお済みですか？

償却資産(固定資産税)申告について

固定資産税は、毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産(総称して「固定資産」)を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

償却資産とは、事業で用いる資産(構築物、機械、器具、備品など)のことをいいます。償却資産の所有者は、資産の所在する市町村に毎年申告しなければなりません。

課税対象

○土地および家屋以外の事業に利用することができる資産。

○鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないこと。

○減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費として算入できるもの(耐用年数1年未満またはその取得価格が10万円未満で一時に損金に算入するものおよび20万円未満で一括して3年間で償却を行うものを除く)

○自動車税や、軽自動車税の対象である車両などでないこと。

償却資産の評価

償却資産の評価は、取得価格を基礎として、取得後の経過

年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。

【前年中に取得された償却資産の評価】

取得価額×(1-減価率/2)

【前年に取得された償却資産の評価】

前年度の評価額×(1-減価率)

※求めた額が(取得価額×5/100)より小さい場合は、(取得価額×5/100)を価格とします。

税額の算定

評価額を課税標準額(特例のあるものは、特例適用後の価格)として税額を算定します。

課税標準額×税率(1.4%)

※償却資産についての課税標準額の合計が150万円に満たない場合には、償却資産に対する固定資産税は課税されません。

【お問い合わせ先】

税務課 資産税係

☎52・5853(直通)